平成29年第３回神奈川県議会定例会議案

（条例その他 その５）

目　　次

番　　号	件　　名	ページ
定県第 88 号議案	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学への職員の引継ぎに関する条例	1
定県第 89 号議案	国民健康保険法施行条例	2
定県第 90 号議案	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る重要な財産を定める条例	5
定県第 91 号議案	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例	6
定県第 92 号議案	神奈川県立藤野芸術の家条例を廃止する条例	10
定県第 93 号議案	国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例	11
定県第 94 号議案	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例	12
定県第 95 号議案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	13
定県第 96 号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	18
定県第 97 号議案	神奈川県局設置条例の一部を改正する条例	19
定県第 98 号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	21
定県第 99 号議案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	22
定県第 100 号議案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	23
定県第 101 号議案	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例	24
定県第 102 号議案	神奈川県県税条例の一部を改正する条例	26
定県第 103 号議案	行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例	29
定県第 104 号議案	地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	31
定県第 105 号議案	神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例	32
定県第 106 号議案	県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	34
定県第 107 号議案	神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例	37
定県第 108 号議案	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例	39
定県第 109 号議案	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例	42
定県第 110 号議案	神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	45

番　　号	件　　名	ページ
定県第 111 号議案	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	49
定県第 112 号議案	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例	52
定県第 113 号議案	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例	56
定県第 114 号議案	港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例	59
定県第 115 号議案	神奈川県立のふれあいの村条例の一部を改正する条例	60
定県第 116 号議案	神奈川県立図書館条例の一部を改正する条例	61
定県第 117 号議案	工事請負契約の締結について（動物保護センター新築工事（建築）請負契約）	62
定県第 118 号議案	工事請負契約の締結について（主要地方道横須賀三崎７号橋新設（上部工）工事請負契約）	63
定県第 119 号議案	工事請負契約の締結について（一般県道上粕屋厚木第二東海自動車道接続区間新設橋梁（上部工）工事（その２）請負契約）	64
定県第 120 号議案	工事請負契約の締結について（酒匂川流域下水道箱根小田原幹線２－２工区管渠築造工事請負契約）	65
定県第 121 号議案	工事請負契約の締結について（県営亀井野団地公営住宅新築工事（３期－建築）請負契約）	66
定県第 122 号議案	工事請負契約の締結について（茅ケ崎警察署新築工事（建築）請負契約）	67
定県第 123 号議案	工事請負契約の変更について（厚木警察署新築工事（建築）請負契約）	68
定県第 124 号議案	指定管理者の指定の変更について（湘南港）	69
定県第 125 号議案	指定管理者の指定の変更について（葉山港）	70
定県第 126 号議案	当せん金付証票の発売について	71
定県第 127 号議案	地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について	72
定県第 128 号議案	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標	73
定県第 129 号議案	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に承継させる権利を定めることについて	77

定県第88号議案

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学への職員の引継ぎに関する条例

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する条例で定める県の内部組織は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成29年神奈川県条例第　号）第1条の規定による廃止前の神奈川県立保健福祉大学条例（平成14年神奈川県条例第67号）第2条の規定により設置された神奈川県立保健福祉大学とする。

附　則

この条例は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学への職員の引継ぎについて、所要の定めをしたいので提案するものであります。

定県第89号議案

国民健康保険法施行条例

（神奈川県国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第１条　国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第１項の規定により設置された神奈川県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定める数とする。

⑴　被保険者を代表する委員　３人

⑵　保険医又は保険薬剤師を代表する委員　３人

⑶　公益を代表する委員　３人

⑷　被用者保険等保険者を代表する委員　２人

（国民健康保険保険給付費等交付金の交付）

第２条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第６条第１項の普通交付金は、当該年度における市町村による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額及び市町村が負担する入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費その他規則で定める費用の額に応じ、当該市町村に対して交付する。

２　政令第６条第１項の特別交付金は、同条第６項各号（第３号にあっては、法第72条の２第１項の規定による繰入金の９分の１の額に相当する額を市町村における財政の状況その他の事情に応じて規則で定めるところにより配分する額とする。）に掲げる額の合算額を、当該市町村に対して交付する。

（国民健康保険事業費納付金の徴収）

第３条　県は、年度ごとに、各市町村から、法第75条の７第１項に規定する国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

２　知事は、前項の国民健康保険事業費納付金の徴収に当たっては、各市町村が納付すべき額を算定し、あらかじめ、当該市町村の長に対して通知するものとする。

３　前項の国民健康保険事業費納付金の額は、政令及び国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）で定めるところにより算定するものとし、政令第９条から第11条までに規定する医療費指数反映係数その他の係数等については、次条から第17条までに定めるところによる。

（国民健康保険事業費納付金の額の算定に使用する係数等）

第４条　政令第９条第１項第２号イの医療費指数反映係数は、１とする。

第５条　政令第９条第１項第２号ロの年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、政令附則第４条の規定により読み替えられた政令第９条第４項第１号に掲げる値とする。

第６条　政令第９条第１項第３号イ⑴の一般納付金所得係数は、政令附則第４条の規定により読み替えられた政令第９条第５項第１号に掲げる額を政令附則第４条の規定により読み替えられた同項第２号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が定める数とする。

第７条　政令第９条第１項第３号イ⑵の一般納付金所得等割合は、各市町村につき、政令附則第４条の規定により読み替えられた政令第９条第６項第１号に掲げる数とする。

第８条　政令第９条第１項第３号ロの一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第７項

第２号に掲げる数とする。

第９条　政令第９条第７項第２号イ⑵の一般納付金被保険者均等割指数は、 0.7 とする。

第10条　政令第10条第１項第２号イ⑴の後期高齢者支援金等納付金所得係数は、政令附則第４条の規定により読み替えられた政令第10条第３項第１号に掲げる額を政令附則第４条の規定により読み替えられた同項第２号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が定める数とする。

第11条　政令第10条第１項第２号イ⑵の後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、政令附則第４条の規定により読み替えられた政令第10条第４項第１号に掲げる数とする。

第12条　政令第10条第１項第２号ロの後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第５項第２号に掲げる数とする。

第13条　政令第10条第５項第２号イ⑵の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0.7 とする。

第14条　政令第11条第１項第２号イ⑴の介護納付金納付金所得係数は、同条第３項第１号に掲げる額を同項第２号に掲げる額で除して得た数を基準として、知事が定める数とする。

第15条　政令第11条第１項第２号イ⑵の介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、同条第４項第１号に掲げる数とする。

第16条　政令第11条第１項第２号ロの介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第５項第２号に掲げる数とする。

第17条　政令第11条第５項第２号イ⑵の介護納付金納付金被保険者均等割指数は、 0.7 とする。

（基金の積立額）

第18条　法第81条の２第１項の規定により設置された神奈川県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）には、政令第21条の規定により算定した繰入金の額及び政令第22条第２項の規定により算定した財政安定化基金拠出金の総額の３倍に相当する額の合算額を標準として積み立てる。

２　各年度において基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（運用）

第19条　基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

（繰替運用）

第20条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第21条　基金の運用から生ずる収益は、神奈川県国民健康保険事業会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

（処分）

第22条　基金は、法第81条の２第１項第１号に規定する資金の貸付け、同項第２号に規定する資金の交付及び同条第２項の規定により神奈川県国民健康保険事業会計への繰入れを行う場合に限り、これを処分することができる。

（交付の要件及び額）

第23条　知事は、法第81条の２第１項第２号に掲げる事業に係る交付金として、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき次に掲げる特別の事情があると認める市町村に対し、政令第17条第２項及び第３項の規定により算定した額を基準として、知事が別に定め

るところにより交付する。

⑴　被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。

⑵　主要な法人の経営の破綻、主要な農作物等の販売の著しい不振等、地域の産業に特別の事情が生じたこと。

⑶　前２号のほか、被保険者の生活に重大な影響を及ぼす事態が生じたこと。

（財政安定化基金拠出金の徴収）

第24条　各年度において知事が法第81条の２第４項に基づき市町村に対して納付を求める拠出金は、当該拠出金に係る交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。

（委任）

第25条　この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（神奈川県国民健康保険財政安定化基金条例の廃止）

２　神奈川県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年神奈川県条例第６号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の際現に旧条例第３条の規定により積み立てられている神奈川県国民健康保険財政安定化基金は、第18条第１項の規定により積み立てられた基金とみなす。

４　基金は、平成36年３月31日までの間、市町村に対する持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てるため、第22条の規定にかかわらず、政令附則第19条に規定するところにより、これを処分することができる。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険保険給付費等交付金の交付等に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

定県第90号議案

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る重要な財産を定める条例

（法第６条第４項に規定する条例で定める重要な財産）

第１条　公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第６条第４項に規定する条例で定める重要な財産は、法第42条の２第１項又は第２項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額）が50万円以上の財産（その性質上同条の規定により処分することが適当でないものを除く。）その他知事が定める財産とする。

（法第44条第１項に規定する条例で定める重要な財産）

第２条　公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に係る法第44条第１項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格の金額（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、適正な見積価額）が１億円以上の不動産（不動産を信託する場合における当該不動産を除き、土地については、その面積が１件２万平方メートル以上のものに限る。）、動産及び不動産の信託の受益権とする。

附　則

この条例は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方独立行政法人法第６条第４項及び第44条第１項の規定に基づき、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の重要な財産について、所要の定めをしたいので提案するものであります。

定県第91号議案

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例

（神奈川県立保健福祉大学条例の廃止）

第１条　神奈川県立保健福祉大学条例（平成14年神奈川県条例第67号）は、廃止する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第１条中「大学以外の県立学校」を「県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第４条の２を削る。

第５条第１項及び第３項中「(大学学長等を除く。)」を削る。

第14条の２第１項及び第２項中「又は大学学長等」を削り、同条第３項第１号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「１万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で」に改め、同号ア及びイを削る。

第15条第２項中「(大学学長等を除く。)」を削り、「）にあつては」を「）にあつては、」に改め、「、大学学長等にあつては６月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の82.5を乗じて得た額」を削り、同条第５項中「、同表」を「並びに同表」に改め、「(大学学長等を除く。)」及び「並びに大学学長等」を削る。

第16条第２項第１号中「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額」に改め、同号ア及びイを削る。

第17条の３の見出し中「特定の職員」を「再任用職員」に改め、同条第２項を削る。

別表第６中

「

特１				706,500	を
特２				761,500	
特３				818,500	
特４				895,500	
特５				965,500	

」

「

					に

」

改め、同表備考１中「大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員及び」を削り、同表中備考１を備考とし、備考２を削る。

別表第11大学教育職給料表の項１級の項から３級の項までの規定中「大学又は」を削り、同表大学教育職給料表の項４級の項を次のように改める。

４級	１　アカデミアの所長又は副所長で教授の職を兼ねるものの職務 ２　高度の知識経験を必要とするアカデミアの教授の職務

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第３条　職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第21条第１項第４号中「保健福祉大学その他人事委員会規則で定める機関」を「よこはま看護専門学校又は平塚看護大学校」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第４条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第１条中「基き」を「基づき」に、「大学以外の県立学校」を「県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

（学校職員の給与等に関する条例の一部改正）

第５条　学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第１条中「（大学を除く。以下同じ。）」を削る。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第６条　学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第１条中「基き」を「基づき」に改め、「（大学を除く。）」を削り、「いう」を「総称する」に改める。

（神奈川県個人情報保護条例の一部改正）

第７条　神奈川県個人情報保護条例（平成２年神奈川県条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則中第６項を第８項とし、第５項を第７項とし、第４項の次に次の見出し及び２項を加える。

（公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴う措置）

５　公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「保健福祉大学」という。）の成立の日前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学がした処分、手続その他の行為とみなす。

６　保健福祉大学の成立の日前にこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学に対してなされた請求その他の行為とみなす。

（神奈川県情報公開条例の一部改正）

第８条　神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則中第11項を第13項とし、第８項から第10項までを２項ずつ繰り下げ、第７項の次に次の見出

し及び２項を加える。

（公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴う措置）

８　公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「保健福祉大学」という。）の成立の日前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学がした処分、手続その他の行為とみなす。

９　保健福祉大学の成立の日前にこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後保健福祉大学が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により保健福祉大学に対してなされた請求その他の行為とみなす。

（県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第９条　県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和62年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第１条中「県立の学校」を「県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

第２条を次のように改める。

（認定）

第２条　県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、公務上の災害が発生したと認めるときは、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、速やかにその旨を報告しなければならない。

２　教育委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該災害が公務上のものであるかどうかを認定し、その結果を校長及び当該災害を受けた者に通知しなければならない。

第４条中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第５条中「神奈川県立保健福祉大学の学校医等に関しては知事が、その他の学校の学校医等に関しては神奈川県教育委員会が規則」を「教育委員会規則」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

（神奈川県立保健福祉大学条例の廃止に伴う経過措置）

２　第１条の規定による廃止前の神奈川県立保健福祉大学条例第５条第３項の規定により知事が定めた修業年限並びに同条例第11条の規定により知事がした入学料及び授業料の徴収の猶予については、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。

（県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

３　第１条の規定による廃止前の神奈川県立保健福祉大学条例第２条に規定する神奈川県立保健福祉大学の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。

４　第９条の規定による改正後の県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第２条の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償について適用する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

５　職員の育児休業等に関する条例（平成４年神奈川県条例第７号）の一部を次のように改正する。

第17条の表中

「

第４条の２	とする	に、その者の１週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする	を

」

「

第５条第１項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の１週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする	に、

」

「第５条第１項、第２項」を「第５条第２項」に改める。

第26条中「第17条の３第１項」を「第17条の３」に改める。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴い、関係条例の整理等をしたいので提案するものであります。

定県第92号議案

神奈川県立藤野芸術の家条例を廃止する条例

神奈川県立藤野芸術の家条例（平成７年神奈川県条例第４号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

藤野芸術の家を廃止することに伴い、神奈川県立藤野芸術の家条例を廃止したいので提案するものであります。

定県第93号議案

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例を廃止する条例

国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例(平成17年神奈川県条例第106号)は、廃止する。

附　則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

(提案理由)

国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付に関する条例を廃止したいので提案するものであります。

定県第94号議案

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年神奈川県条例第41号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定による介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が市町村に移譲されたことに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止したいので提案するものであります。

定県第95号議案

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中１の５の項を１の６の項とし、１の４の項を１の５の項とし、１の３の項を１の４の項とし、１の２の項の次に次のように加える。

１の３　高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第20号）第22条第１号に規定する区域に所在する事業所に係るものに限る。） ⑴　法第５条第１項の規定により、高圧ガスの製造を許可すること。 ⑵　法第５条第２項の規定により、製造をする高圧ガスの種類等の届出を受理すること。 ⑶　法第９条の規定により、高圧ガスの製造の許可を取り消すこと。 ⑷　法第10条第２項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。 ⑸　法第10条の２第２項（法第24条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定により、地位の承継の届出を受理すること。 ⑹　法第11条第３項の規定により、高圧ガスの製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は法第８条第２号の技術上の基準に従って高圧ガスの製造をすべきことを命ずること。 ⑺　法第12条第３項の規定により、高圧ガスの製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は同条第２項の技術上の基準に従って高圧ガスの製造をすべきことを命ずること。 ⑻　法第14条第１項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の位置の変更の工事等を許可すること。 ⑼　法第14条第２項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の位置等の軽微な変更の工事等の届出を受理すること。 ⑽　法第14条第４項の規定により、高圧ガスの製造のための施設の位置等の変更の工事等の届出を受理すること。 ⑾　法第15条第２項の規定により、技術上の基準に従って高圧ガスを貯蔵すべきことを命ずること。 ⑿　法第16条第１項の規定により、第一種貯蔵所の設置を許可すること。 ⒀　法第17条第２項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。 ⒁　法第17条の２第１項の規定により、第二種貯蔵所の設置の届出を受理すること。 ⒂　法第18条第３項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずること。	相模原市

⑯　法第19条第１項の規定により、第一種貯蔵所の位置等の変更の工事を許可すること。

⑰　法第19条第２項の規定により、第一種貯蔵所の位置等の軽微な変更の工事の届出を受理すること。

⑱　法第19条第４項の規定により、第二種貯蔵所の位置等の変更の工事の届出を受理すること。

⑲　法第20条第１項本文の規定により、高圧ガスの製造のための施設等の完成検査を行うこと。

⑳　法第20条第１項ただし書の規定により、高圧ガスの製造のための施設等が技術上の基準に適合していると認められた旨の届出を受理すること。

㉑　法第20条第３項の規定により、特定変更工事の完成検査を行うこと。

㉒　法第20条第４項の規定により、完成検査の結果の報告を受理すること。

㉓　法第20条の４第１項の規定により、高圧ガスの販売事業の届出を受理すること。

㉔　法第20条の４の２第２項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。

㉕　法第20条の５第２項の規定により、高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項を周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告すること。

㉖　法第20条の５第３項の規定により、同条第２項の規定による勧告を受けた販売業者等がその勧告に従わなかった旨を公表すること。

㉗　法第20条の６第２項の規定により、技術上の基準に従って高圧ガスの販売をすべきことを命ずること。

㉘　法第20条の７の規定により、販売する高圧ガスの種類の変更の届出を受理すること。

㉙　法第21条第１項の規定により、高圧ガスの製造の開始及び廃止の届出を受理すること。

㉚　法第21条第２項の規定により、高圧ガスの製造の事業の廃止の届出を受理すること。

㉛　法第21条第３項の規定により、高圧ガスの製造の廃止の届出を受理すること。

㉜　法第21条第４項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途の廃止の届出を受理すること。

㉝　法第21条第５項の規定により、高圧ガスの販売事業の廃止の届出を受理すること。

㉞　法第22条第１項の規定により、高圧ガス及びその容器の輸入検査を行うこと。

㉟　法第22条第１項第１号の規定により、高圧ガス及びその容器が輸入検

査技術基準に適合していると認められた旨の届出を受理すること。

(36) 法第22条第２項の規定により、輸入検査の結果の報告を受理すること。

(37) 法第22条第３項の規定により、高圧ガス及びその容器の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

(38) 法第24条の２第１項の規定により、消費する特定高圧ガスの種類等の届出を受理すること。

(39) 法第24条の３第３項の規定により、特定高圧ガスの消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又は同条第２項の技術上の基準に従って特定高圧ガスの消費をすべきことを命ずること。

(40) 法第24条の４第１項の規定により、特定高圧ガスの消費のための施設の位置等の変更の工事等の届出を受理すること。

(41) 法第24条の４第２項の規定により、特定高圧ガスの消費の廃止の届出を受理すること。

(42) 法第26条第１項の規定により、危害予防規程の届出又は危害予防規程の変更の届出を受理すること。

(43) 法第26条第２項の規定により、危害予防規程の変更を命ずること。

(44) 法第26条第４項の規定により、危害予防規程を守るべきこと又は従業者に危害予防規程を守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

(45) 法第27条第２項の規定により、保安教育計画の変更を命ずること。

(46) 法第27条第５項の規定により、保安教育計画を忠実に実行し、又は従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告すること。

(47) 法第27条の２第５項（法第27条の４第２項、法第28条第３項及び法第33条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、保安統括者、冷凍保安責任者、販売主任者、取扱主任者又は保安統括者若しくは冷凍保安責任者の代理者の選任又は解任の届出を受理すること。

(48) 法第27条の２第６項（法第27条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定により、保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員の選任又は解任の届出を受理すること。

(49) 法第34条の規定により、保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者の解任を命ずること。

(50) 法第35条第１項の規定により、特定施設の保安検査を行うこと。

(51) 法第35条第１項第１号の規定により、特定施設の保安検査を受けた旨の届出を受理すること。

(52) 法第35条第３項の規定により、保安検査の結果の報告を受理すること。

(53) 法第36条第２項の規定により、高圧ガスの製造のための施設等が危険な状態となった旨の届出を受理すること。

(54) 法第38条第１項の規定により、高圧ガスの製造若しくは貯蔵所の設置

の許可を取り消し、又は高圧ガスの製造若しくは貯蔵の停止を命ずること。

⑸⑸　法第38条第２項の規定により、高圧ガスの製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずること。

⑸⑹　法第39条第１号の規定により、高圧ガスの製造のための施設等の全部又は一部の使用の一時停止を命ずること。

⑸⑺　法第39条第２号の規定により、高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。

⑸⑻　法第39条第３号の規定により、高圧ガス等の所有者等に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。

⑸⑼　法第39条の11第１項の規定により、特定変更工事に係る完成検査の記録の届出を受理すること。

⑹⓪　法第39条の11第２項の規定により、特定施設に係る保安検査の記録の届出を受理すること。

⑹①　法第49条の30（法第49条の33第２項において準用する場合を含む。）の規定により、登録容器等の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命じ、又は請求すること。

⑹②　法第49条の35の規定により、輸入した外国登録容器等の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずること。

⑹③　法第56条の４第３項（法第56条の６の14第４項及び法第56条の８第３項において準用する場合を含む。）の規定により、特定設備検査合格証、特定設備基準適合証及び指定設備認定証の再交付の申請を受理し、並びに経済産業大臣に送付すること。

⑹④　法第61条第１項の規定により、第一種製造者等に対し、その業務に関する報告をさせること。

⑹⑤　法第62条第１項の規定により、職員に高圧ガスを製造する者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は高圧ガスを収去させること。

⑹⑥　法第63条第１項の規定により、事故に係る届出を受理すること。

⑹⑦　法第63条第２項の規定により、災害に係る報告を命ずること。

⑹⑧　法第64条の規定により、高圧ガスによる災害時に、現状を変更する指示をすること。

⑹⑨　法第74条第１項の規定により、高圧ガスの製造を許可したこと等について公安委員会等に通報すること。

⑺⓪　法第74条第２項の規定により、高圧ガスに係る事故等について警察官からの通報を受けること。

⑺①　法第74条第３項の規定により、高圧ガスの製造のための施設等が危険な状態となった旨の消防吏員等からの通報を受けること。

⑺②　法第74条第４項の規定により、高圧ガスに係る事故等について経済産

業大臣に報告すること。	

別表中４の３の項を削り、４の４の項を４の３の項とし、４の５の項を４の４の項とし、４の６の項を４の５の項とし、同表４の７の項⑿中「第113条の２第１項」を「第113条の３第１項」に改め、同項⒀中「第113条の２第２項」を「第113条の３第２項」に改め、同項を同表４の６の項とし、同表５の項⑴、⑷及び⑸中「⑷まで」を「⑸まで」に改め、同項右欄中「横須賀市（」の次に「左欄⑴、⑷及び⑸に掲げる事務のうち政令第４条第１項第２号へ⑸の規定に係るものにあっては、横須賀市を除き、」を加え、同表13の項中「の事務」の次に「（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条第１項及び附則第５項において政令市の長が行うこととされている事務にあっては、工場に係る事務に限る。）」を加え、同項⑹中「及び法第18条の13第１項」を「、法第18条の13第１項及び法第18条の31第１項」に改め、「第18条の９の期間」の次に「、法第18条の31第１項において準用する場合にあっては法第18条の27の期間」を加え、同項⑺及び⑻中「及び法第18条の13第２項」を「、法第18条の13第２項及び法第18条の31第２項」に改め、同項中㉜を㊳とし、㉛を㊲とし、㉚を㊱とし、同項㉙中「㉘まで」を「㉞まで」に改め、同項中㉙を㉟とし、㉘の次に次のように加える。

㉙　法第18条の23第１項の規定により、水銀排出施設の設置の届出を受理すること。

㉚　法第18条の24第１項の規定により、水銀排出施設となった際現にその施設を設置している者等からの届出を受理すること。

㉛　法第18条の25第１項の規定により、水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。

㉜　法第18条の26の規定により、水銀排出施設の構造及び使用の方法並びに水銀等の処理の方法に関する計画の変更並びに水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。

㉝　法第18条の29第１項の規定により、水銀排出施設の構造及び使用の方法並びに水銀等の処理の方法の改善並びに水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告すること。

㉞　法第18条の29第２項の規定により、同条第１項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表13の項右欄中「㉙」を「㉟」に改める。

別表16の３の項⑴中「（オスに限る。）」を削り、同表157の項⑶中「第25条の４第16項」を「第25条の４第17項」に改め、同表160の項中「平塚市を除き、」を削る。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。ただし、別表４の７の項及び157の項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の追加等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第96号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年神奈川県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表第２の15の項中「対する保護」を「係る保護」に改め、「実施」の次に「、保護に要する費用の返還」を加える。

別表第３の３の項特定個人情報の欄を次のように改める。

1　特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの 2　特別支援学校等就学経費関係情報であって規則で定めるもの

別表第３の４の項を削り、同表に次のように加える。

4　教育委員会	法別表第２の37の項の第２欄に掲げる事務	知事	生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
5　教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）に関する事務であって規則で定めるもの	知事	1　生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの 2　生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

特定個人情報を利用できる事務を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第97号議案

神奈川県局設置条例の一部を改正する条例

神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第１号エ中「広報」を「広聴及び広報」に改め、同号キ中「及び情報化」を削り、同号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ　県民協働に関する事項

第２号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ　情報化に関する事項

第３号中「安全防災局」を「くらし安全防災局」に改め、同号に次のように加える。

オ　消費生活に関する事項

第４号を次のように改める。

⑷　国際文化観光局

ア　国際交流及び国際協力に関する事項

イ　文化の振興に関する事項

ウ　観光に関する事項

第７号を次のように改める。

⑺　福祉子どもみらい局

ア　社会福祉に関する事項

イ　社会保障に関する事項

ウ　人権及び男女共同参画に関する事項

エ　次世代育成に関する事項

オ　私学に関する事項

第９号を第10号とし、第８号中イを削り、ウをイとし、同号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

⑻　健康医療局

ア　保健医療に関する事項

イ　生活衛生に関する事項

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（神奈川県准看護師試験委員会条例の一部改正）

２　神奈川県准看護師試験委員会条例（昭和27年神奈川県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第１条中「神奈川県保健福祉局」を「神奈川県健康医療局」に改める。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

国際文化観光局、福祉子どもみらい局及び健康医療局を設置する等の本庁機関の見直しに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第98号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年神奈川県条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条の４を第２条の５とし、第２条の３の次に次の１条を加える。

（育児休業法第２条第１項の条例で定める場合）

第２条の４　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子が１歳６か月に達する日の翌日（当該子が１歳６か月に達する日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き非常勤職員として採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

⑴　当該子について、当該非常勤職員が当該子が１歳６か月に達する日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子が１歳６か月に達する日において育児休業法その他の法律の規定による育児休業をしている場合

⑵　当該子が１歳６か月に達する日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第３条第６号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下これらを「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その保育が実施されないこと」を加える。

第４条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その保育が実施されないこと」を加える。

第11条第７号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その保育が実施されないこと」を加える。

第22条中「（平成15年神奈川県条例第４号）」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、育児休業に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第99号議案

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の２　手数料の表17の項中

「旅行業変更登録申請手数料」を「旅行業変更登録申請手数料
旅行サービス手配業登録申請手数料」に改める。

附　則

この条例は、平成30年１月４日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第100号議案

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表の５　保健福祉局関係の表36の２の項を削る。

別表の６　産業労働局関係の表７の項の次に次のように加える。

７の２　旅行業法施行令第５条第２項の規定に基づく旅行業法第23条に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	旅行サービス手配業登録申請手数料	１万5,010円

別表の８　教育委員会関係の表１の項中「教育職員免許法」の次に「（昭和24年法律第147号）」を加える。

附　則

この条例中別表の５　保健福祉局関係の表及び別表の８　教育委員会関係の表の改正規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から、別表の６　産業労働局関係の表の改正規定は平成30年１月４日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

旅行業法の一部改正に伴い、旅行サービス手配業登録申請手数料を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第101号議案

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

第１条　アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例（昭和27年神奈川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例

第１条中「。以下「特例法」という。」を削り、「基き」を「基づき」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、「。以下「県税条例」という。」を削る。

第２条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」の次に「の種別割（以下「種別割」という。）」を加え、「県税条例第58条」を「神奈川県県税条例第59条」に、「第151条第１項」を「第177条の11第１項」に改める。

第３条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第１号様式中「自動車税証紙」を「自動車税種別割証紙」に改める。

第２条　アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の税率の特例に関する条例（昭和27年神奈川県条例第69号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の税率の特例に関する条例

第１条中「基き」を「基づき」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、「。以下「県税条例」という。」を削る。

第２条第１項中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、「県税条例」を「神奈川県県税条例」に改める。

附　則

１　この条例は、平成31年10月１日から施行する。

２　第１条及び第２条に規定する各条例のこれらの規定による改正後の規定は、平成31年度分のこの条例の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県県税条例の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第102号議案

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第４節　ゴルフ場利用税（第28条の２～第43条）
第５節　自動車取得税（第44条・第45条）
第５節の２　軽油引取税（第46条～第54条）
第６節　自動車税（第55条～第61条の２）」

を

「第４節　ゴルフ場利用税（第28条の２～第45条）
第５節　軽油引取税（第46条～第51条）
第６節　自動車税（第52条～第61条の２）」

に改める。

第３条第１項中第７号を削り、第８号を第７号とし、以下１号ずつ繰り上げる。

第４条第１項の表２の項中「県民税利子割」を「県民税の利子割」に改め、同表中６の項及び７の項を削り、８の項を６の項とし、９の項を７の項とし、同項の次に次のように加える。

8　自動車税に関する事務（県内に住所又は事務所若しくは事業所を有しない者に係る自動車税に係る事務で規則で定めるものに限る。）	東京都を除く県外の区域内のもの	神奈川県緑県税事務所
	東京都のうち大田区その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの	神奈川県川崎県税事務所
	東京都のうち世田谷区その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの	神奈川県高津県税事務所
	東京都のうち町田市その他の区域で規則で定めるものの区域内のもの	神奈川県相模原県税事務所
9　前項に規定する事務以外の事務で自動車税に関するもの（規則で定める事務を除く。）		神奈川県自動車税管理事務所

第５条第１項の表中６の項を削り、７の項を６の項とし、同表８の項中「自動車の」を「環境性能割にあつては自動車を取得した者の、種別割にあつては自動車の」に改め、同項を同表７の項とし、同表中９の項を８の項とし、10の項を９の項とする。

第６条第１項中「県民税利子割」を「県民税の利子割」に改め、「、自動車取得税」を削り、「軽油引取税」の次に「、自動車税の環境性能割」を加え、「自動車税」を「自動車税の種別割」に改める。

「第５節　自動車取得税」を削る。

第36条から第45条までを次のように改める。

第36条から第45条まで　削除

「第５節の２　軽油引取税」を「第５節　軽油引取税」に改める。

第52条から第54条までを削る。

第２章第６節中第55条の前に次の３条を加える。

（自動車税の課税免除）

第52条　日本赤十字社、公益財団法人結核予防会、公益財団法人神奈川県結核予防会、公益財団法人

神奈川県予防医学協会又は神奈川県性病予防協会が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する自動車で次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税を課さない。

⑴　救急自動車

⑵　巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車

⑶　血液事業又は検便事業の用に供する自動車

⑷　救護資材の運搬の用に供する自動車

⑸　保健に関する広報宣伝の用に供する自動車

⑹　前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事が自動車税を課するのを不適当と認めるもの

（環境性能割の納付の方法）

第53条　環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項又は第161条の規定により環境性能割額を納付する場合は、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

（環境性能割の減免）

第54条　知事は、天災その他特別の事情がある場合において環境性能割の減免を必要と認める者その他特別の事情がある者について、環境性能割を減免することができる。

第55条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「次の」を「第52条各号に掲げるもののほか、次の」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同項第3号中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加え、「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第1号中「行なう」を「行う」に、「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第2号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項を同条第2項とする。

第56条の見出しを「（種別割の税率）」に改め、同条第1項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第3号中「除く」の次に「。以下この号において同じ」を加え、同号ア㈠中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「㈠において同じ」に改め、同号ア㈡中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第2項中「あるもの」の次に「に対して課する種別割」を加え、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同条第3項第5号カ中「一般乗合用のバス」を「一般乗合用バス」に改める。

第57条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「第152条第1項」を「第177条の13第1項」に改める。

第58条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第59条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第151条第3項」を「第177条の11第3項」に、「自動車税」を「種別割」に、「第152条第1項」を「第177条の13第1項」に改め、同条第2項中「第7条の規定による登録」を「第7条第1項の規定による新規登録」に、「第152条第1項」を「第177条の13第1項」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第60条の前の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第152条第1項に規定する」を「第177条の13第1項の」に、「条例の」を「条例で」に改め、同条第2号中「第55条」を「第52条又は第55条」に、「同条の」を「、これらの」に改め、同条第5号中「第145条第3項」を「第146条第3項」に改める。

第60条の2中「第145条第2項」を「第147条第1項」に改める。

第61条（見出しを含む。）及び第61条の2（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第81条第３号中「第152条第１項」を「第177条の13第１項」に改め、同条第４号中「第122条第１項」を「第160条第１項」に改める。

附則第29項の前の見出し中「自動車税の」の次に「種別割の」を加え、同項中「附則第31項第２号において同じ。」を削り、「附則第31項第３号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）」を「）並びに第56条第１項第３号ア㈠に規定する一般乗合用バス」に、「に係る第56条第１項から」を「の種別割に係る第56条第１項から」に改め、同項第１号中「及び附則第31項から第34項まで」を削り、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第２号中「新車新規登録」を「初回新規登録」に改める。

附則第31項から第35項までを削り、附則第36項を附則第31項とし、附則第37項を附則第32項とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成31年10月１日から施行する。

（自動車取得税に関する経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

３　改正後の神奈川県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

４　新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

（神奈川県行政機関設置条例の一部改正）

５　神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第４条中「自動車取得税及び」を削る。

（神奈川県水源環境保全・再生基金条例の一部改正）

６　神奈川県水源環境保全・再生基金条例（平成17年神奈川県条例第88号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「附則第37項」を「附則第32項」に改める。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、自動車取得税に関する規定を削除するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第103号議案

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（昭和39年神奈川県条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

区分		単位	金額			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
電柱	本柱	１本	3,540円	2,790円	2,230円	2,140円
	支線柱 支線 街路照明柱	１本(条)	950円	740円	600円	570円
看板		表示面積１平方メートル	7,410円	4,580円	1,980円	1,670円
標識		１本	3,290円	2,590円	2,080円	1,990円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	86円	68円	54円	52円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円	97円	78円	75円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円	150円	120円	110円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	190円	160円	150円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370円	290円	230円	220円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490円	390円	310円	300円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860円	680円	540円	520円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,230円	970円	780円	750円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,470円	1,940円	1,560円	1,490円
	外径が2メートル以上のもの		4,930円	3,890円	3,110円	2,980円

別表の備考１中「、平塚市」を削り、同表の備考２中「横須賀市」の次に「、平塚市」を加える。

附　則

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産の使用に係る使用料で次に掲げるものについては、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

⑴　この条例の施行の際現にこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る使用料を納入しているものの当該納入している期間に係る使用料

⑵　使用の許可の期間が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものの施行日から使用開始日（最初に使用することができる日をいう。）に応当する平成30年４月中の日の前日までの期間に係る使用料（前号に掲げる使用料を除く。）

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正を踏まえ、行政財産の使用料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第104号議案

地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン海老名の項、特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパンいずみの項、特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン・たかつの項及び特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン・旭の項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人トムトム	茅ケ崎市萩園2,336番地２	平成29年１月１日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン・旭	横浜市旭区中希望が丘101－21	平成30年１月１日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン・たかつ	川崎市高津区溝口三丁目15番８号	平成30年１月１日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパンいずみ	横浜市泉区中田東三丁目16番４号	平成30年１月１日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン海老名	海老名市中央一丁目14番46号チェリーコート海老名103	平成30年１月１日から 平成34年12月31日まで

附　則

１　この条例は、平成30年１月１日から施行する。ただし、別表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人トムトムの項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

２　改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン海老名の項、特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパンいずみの項、特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン・たかつの項又は特定非営利活動法人ＷＥ２１ジャパン・旭の項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第105号議案

神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第１号）の一部を次のように改正する。

第36条及び第37条を次のように改める。

（役務提供契約の締結等）

第36条　携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第２条第８項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書に規定する申出を受けて役務提供契約（青少年インターネット環境整備法第13条第１項に規定する役務提供契約をいう。以下同じ。）を締結する場合には、次条第１項の書面（電磁的記録を含む。第39条及び第40条第１項第３号を除き、以下同じ。）の提出を受け、当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。

２　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第１項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書に規定する申出を受けて特定携帯電話端末等（同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）を販売する場合には、次条第２項の書面の提出を受け、当該特定携帯電話端末等を販売した日から起算して１年が経過する日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。

（役務提供契約締結時等の申出に関する書面の提出）

第37条　保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年が業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ない理由として規則で定めるもの、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に提出しなければならない。

２　保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を行う旨、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

第39条中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、青少年を携帯電話端末等の使用者とし、又は青少年を当事者とする携帯電話インターネット接続契約」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年を相手方とし、又は青少年を携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第２条第７項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の使用者とする役務提供契約」に、「利用し、又は」を「利用し、若しくは」に改め、「するもの」の次に「又は当該契約の相手方若しくは当該契約に係る携帯電話端末等の変更を伴う

もの」を加え、第１号を次のように改める。

⑴　青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項

第40条第１項第１号中「第37条第１項」を「第36条第１項」に、「第36条に規定する」を「第37条第１項の」に、「がないのに」を「を受けないで」に、「携帯電話インターネット接続契約を締結した」を「役務提供契約を締結したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していない」に改め、同項第２号を次のように改める。

⑵　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第36条第２項の規定に違反して、第37条第２項の書面の提出を受けないで青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない特定携帯電話端末等を販売したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していないとき。

第40条第１項第３号中「に規定する」を「の規定による」に、「携帯電話端末等の使用者とし、又は青少年を当事者とする携帯電話インターネット接続契約」を「相手方とし、又は携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴い、フィルタリング有効化措置に係る事業者の義務等に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第106号議案

県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和31年神奈川県条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名中「分担金」の次に「等」を加える。

第１条及び第２条を次のように改める。

（趣旨）

第１条　土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第１項に規定する分担金並びに同法第91条の２第１項及び第６項に規定する特別徴収金の賦課徴収に関しては、同法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（分担金の徴収）

第２条　知事は、県営土地改良事業によつて利益を受ける者でその事業の施行地域内にある土地（以下「施行地域内の土地」という。）につき土地改良法（以下「法」という。）第３条に規定する資格を有するものその他土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第68条の４の11に規定するもの（以下「被徴収者」という。）から法第91条第１項に規定する分担金（以下「分担金」という。）を徴収する。

２　分担金の総額は、年度ごとに当該県営土地改良事業に要する経費の100分の25を超えないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める割合又は額を超えないものとする。

⑴　農地保全事業を行う場合において、農道のための関連工事を行う場合　当該県営土地改良事業に要する経費の100分の45

⑵　法第88条第１項、第７項、第12項、第14項又は第19項の規定による計画変更を行う場合において国の補助対象とならない事業を行う場合　当該県営土地改良事業に要する経費の100分の50

⑶　その他特別の事情のある場合　当該県営土地改良事業に要する経費から国から交付を受けた補助金の額を除いた額

３　分担金の額は、当該県営土地改良事業によつて受ける利益に応じて前項の分担金の総額を割り振つて得た額とする。この場合において、法第３条に規定する資格を有する者にあつては、その資格を有している土地の面積に応じて割り振るものとする。

４　被徴収者が当該県営土地改良事業の施行地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、法第91条第４項において準用する法第90条第４項の規定により、被徴収者に対する分担金に代えて、当該土地改良区から分担金に相当する金銭（以下「分担金に相当する金銭」という。）を徴収する。

第３条を削る。

第４条の見出しを「（分担金等の徴収の時期）」に改め、同条第１項中「金銭は、」を「金銭（以下「分担金等」という。）は、原則として」に、「賦課徴収する」を「徴収するものとする」に改め、ただし書を削り、同条第２項を削り、同条を第３条とする。

第５条の見出しを「（分担金等の減免等）」に改め、同条中「があつたとき又は特別の事情」を「その

他特別の事由」に、「分担金又は分担金に相当する金銭の納入を猶予し若しくはその額の一部を減ずる」を「、分担金等を減免し、又はその徴収を猶予する」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「年度」を「毎事業年度」に、「ただちに」を「直ちに」に、「その結果、」を「分担金等の」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特別徴収金の徴収）

第6条　知事は、国から補助金の交付を受けて行う県営土地改良事業で規則で定めるものについては、法第113条の3第3項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その工事完了の日。以下「工事完了の公告の日」という。）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に該当する行為をした者から法第91条の2第1項に規定する特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）を徴収する。

⑴　施行地域内の土地につき、当該県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（規則で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合

⑵　施行地域内の土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて目的外用途に供した場合を除く。）

2　特別徴収金の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

⑴　当該県営土地改良事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該施行地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

⑵　分担金等の額並びに法第91条第2項及び第6項に規定する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該施行地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額

3　特別徴収金を徴収されることとなる者が当該県営土地改良事業の施行地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、法第91条の2第2項において準用する法第90条第4項の規定により、特別徴収金の徴収に代えて、当該土地改良区から特別徴収金に相当する金銭（以下「特別徴収金に相当する金銭」という。）を徴収することができる。

第7条を次のように改める。

（機構関連事業の特別徴収金の徴収）

第7条　知事は、法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある農用地（その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下「事業施行地域内農用地」という。）につき法第91条の2第6項各号に掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告があつた日から工事完了の公告の日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第6項各号（規則で定める用途を除く。）に定める場合に該当するときは、その者から法第91条の2第6項に規定する特別徴収金（以下「機構関連事業特別徴収金」という。）を徴収する。

2　機構関連事業特別徴収金の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

⑴　当該機構関連事業に要する費用の額に、機構関連事業特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の事業施行地域内農用地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によ

つて当該土地が受ける利益を勘案して規則で定める割合を乗じて得た額

⑵　当該機構関連事業に係る法第91条第６項に規定する負担金の額に、機構関連事業特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の事業施行地域内農用地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して規則で定める割合を乗じて得た額

第８条中「知事が別に」を「規則で」に改め、同条を第10条とし、第７条の次に次の２条を加える。

（特別徴収金等の減免等）

第８条　知事は、特別徴収金、特別徴収金に相当する金銭又は機構関連事業特別徴収金（以下これらを「特別徴収金等」という。）に係る土地の面積が規則で定める面積に満たないときその他知事が特に必要があると認めたときは、特別徴収金等を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（延滞金）

第９条　知事は、分担金等又は特別徴収金等を納期限までに納付しない者があるときは、その者から延滞金を徴収する。

２　分担金等の延滞金の額は、当該分担金等の額に、その納期限の翌日から当該分担金等の納付の日までの日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７.３パーセント）の割合により計算した額とする。

３　特別徴収金等の延滞金の額は、当該特別徴収金等の額に、その納期限の翌日から当該特別徴収金等の納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合により計算した額とする。

４　知事は、特別の事由があると認めたときは、前２項の延滞金を減免することができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第７条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第87条の３第７項において準用する法第87条第５項の規定により土地改良事業計画を定めた旨を公告した土地改良事業について適用する。

３　改正後の第９条の規定は、施行日以後に納期限が到来する法第91条第１項に規定する分担金、法第91条第４項において準用する法第90条第４項に規定する分担金に相当する金銭、法第91条の２第１項に規定する特別徴収金及び法第91条の２第２項において準用する法第90条第４項に規定する特別徴収金に相当する金銭について適用する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴い、農地中間管理機構が借り入れている農用地における県営土地改良事業に係る特別徴収金について規定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第107号議案

神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第２の２　占用料の表電柱の項中「2,560円」を「2,790円」に改め、同表支線柱及び支線の項中「同　680円」を「１本（条）１箇年につき　740円」に改め、同表その他の柱類の項中「同　150円」を「１本１箇年につき　160円」に改め、同表広告板類の項中「広告板類」を「看板」に、「広告等に使用される面の表面積」を「表示面積」に、「4,530円」を「4,580円」に改め、同表標識の項中「2,380円」を「2,590円」に改め、同表配管類の項中「配管類」を「管類」に、「62円」を「68円」に、「89円」を「97円」に、「130円」を「150円」に、「180円」を「190円」に、「270円」を「290円」に、「360円」を「390円」に、「620円」を「680円」に、「890円」を「970円」に、「1,780円」を「1,940円」に、「3,570円」を「3,890円」に改める。

別表第２の備考１中「この」を「１の利用料の」に、「、１キロワット時若しくは１平方メートル」を「若しくは１キロワット時」に、「、１キロワット時又は１平方メートル」を「又は１キロワット時」に改め、同表中備考８を削り、備考７を備考８とし、備考２から備考６までを１ずつ繰り下げ、備考１の次に次のように加える。

２　２の占用料の表中、面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートルに満たない場合又はそれらに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数が生じた場合は、それぞれの満たない数又はその端数を切り捨てて算定する。

別表第３の２　占用料の表倉庫、物置、小屋、桟橋、橋りようその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）の項中「510円」を「500円」に改め、同表海水浴施設、売店、休憩所及びバンガローの項中「2,760円」を「2,640円」に改め、同表係船浮標、係船くい、信号浮標及び信号柱の項中「650円」を「640円」に改め、同表電柱の項中「2,560円」を「2,790円」に改め、同表支線柱及び支線の項中「同　680円」を「１本（条）１箇年につき　740円」に改め、同表鉄塔の項中「1,380円」を「1,360円」に改め、同表広告板類の項中「広告板類」を「看板」に、「広告等に使用される面の表面積」を「表示面積」に、「4,530円」を「4,580円」に改め、同表配管類の項中「配管類」を「管類」に、「62円」を「68円」に、「89円」を「97円」に、「130円」を「150円」に、「180円」を「190円」に、「270円」を「290円」に、「360円」を「390円」に、「620円」を「680円」に、「890円」を「970円」に、「1,780円」を「1,940円」に、「3,570円」を「3,890円」に改め、同表線類の項中「15円」を「16円」に、「９円」を「10円」に改める。

別表第３の備考１を次のように改める。

備考　１　採取量、面積若しくは長さが0.01立方メートル、0.01平方メートル若しくは0.01メートルに満たない場合又はそれらに0.01立方メートル、0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数が生じた場合は、それぞれの満たない数又はその端数を切り捨てて算定する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表第２及び別表第３の規定は、神奈川県漁港管理条例又は漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の規定による占用の許可に係る期間のうちこの条例の施行の日以後の期間に係る占用料について適用し、同日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

3　この条例の施行の際現に漁港漁場整備法第39条第１項の規定による許可を受けている土砂の採取に係る土砂採取料については、改正後の別表第３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正等を踏まえ、県が管理する漁港施設及び公共空地等に係る占用料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第108号議案

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例（平成11年神奈川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

区分		使用料				
		単位	所在地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの		使用面積１平方メートル１年	290円	230円	210円	210円
倉庫、物置、小屋、桟橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）			640円	500円	470円	460円
第一種電柱		１本１年	2,300円	1,810円	1,450円	1,390円
第二種電柱			3,540円	2,790円	2,230円	2,140円
第三種電柱			4,770円	3,760円	3,010円	2,880円
第一種電話柱			2,060円	1,620円	1,300円	1,240円
第二種電話柱			3,290円	2,590円	2,080円	1,990円
第三種電話柱			4,520円	3,560円	2,850円	2,730円
支線柱及び支線		１本（条）１年	950円	740円	600円	570円
鉄塔		使用面積１平方メートル１年	1,750円	1,360円	1,280円	1,240円
その他の柱類		１本１年	210円	160円	130円	120円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メー	21円	16円	13円	12円
地下に設ける電線その他の線類			12円	10円	8円	7円
管	外径が0.07メートル未満のもの		86円	68円	54円	52円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円	97円	78円	75円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円	150円	120円	110円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	190円	160円	150円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370円	290円	230円	220円

類	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	トル1年	490円	390円	310円	300円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860円	680円	540円	520円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,230円	970円	780円	750円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,470円	1,940円	1,560円	1,490円
	外径が2メートル以上のもの		4,930円	3,890円	3,110円	2,980円
看板		表示面積1平方メートル1年	7,410円	4,580円	1,980円	1,670円
農耕地、牧草地等		使用面積1平方メートル1年	13円	10円	9円	9円
土石の採取	田圃(たんぼ)砂利の採取	採取量1立方メートル	230円			
	山砂利の採取		260円			
	その他の土石の採取		460円			

別表の備考1⑴中「、平塚市」を削り、同表の備考1⑵中「横須賀市」の次に「、平塚市」を加え、同表中備考6を備考9とし、備考5を備考8とし、同表の備考4中「計算し、使用料の額が月額で定められているものに係る使用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは日割りをもって」を削り、同表中備考4を備考7とし、同表の備考3中「1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル」を「0.01平方メートル、0.01メートル若しくは0.01立方メートル」に、「は、それぞれ1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして」を「を切り捨てて」に改め、同表中備考3を備考6とし、同表の備考2中「案内板及び広告板」を「看板」に改め、同表中備考2を備考5とし、備考1の次に次のように加える。

2　第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3　第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

4　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

附　則

1　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の際現に国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第６項の規定による許可を受けている土石の採取に係る使用料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正等を踏まえ、法定外公共用財産の使用料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第109号議案

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

神奈川県都市公園条例（昭和32年神奈川県条例第７号）の一部を次のように改正する。

第24条第３項中「年額」を「会計年度ごとの額」に改める。

第25条第３項中「１年」を「２会計年度」に、「知事は、年ごとに年額で」を「会計年度ごとに使用料を」に改め、「ことができる」を削る。

別表第２の２　都市公園の占用許可による使用料の表中表の部分を次のように改める。

占用物件		使用料				
		単位	所在地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
第一種電柱		１本１年	2,300円	1,810円	1,450円	1,390円
第二種電柱			3,540円	2,790円	2,230円	2,140円
第三種電柱			4,770円	3,760円	3,010円	2,880円
第一種電話柱			2,060円	1,620円	1,300円	1,240円
第二種電話柱			3,290円	2,590円	2,080円	1,990円
第三種電話柱			4,520円	3,560円	2,850円	2,730円
支線柱及び支線		１本（条）１年	950円	740円	600円	570円
鉄塔		占用面積１平方メートル１年	3,610円	2,740円	2,100円	1,990円
その他の柱類		１本１年	210円	160円	130円	120円
共架電線その他上空に設ける線類（特別高圧架空電線を除く。）		長さ１メートル１年	21円	16円	13円	12円
地下に設ける電線その他の線類			12円	10円	8円	7円
特別高圧架空電線	使用電圧が７千ボルトを超え、17万ボルト未満のもの	占用面積１平方メートル１年	1,090円	830円	640円	600円
	使用電圧が17万ボルト以上のもの		1,810円	1,380円	1,060円	1,000円
公衆電話所		１個１年	4,110円	3,240円	2,590円	2,490円
郵便差出箱及び信書便差出箱			1,730円	1,360円	1,090円	1,040円
	外径が0.07メートル未満のもの		86円	68円	54円	52円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円	97円	78円	75円

管類	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年	180円	150円	120円	110円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	190円	160円	150円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370円	290円	230円	220円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490円	390円	310円	300円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860円	680円	540円	520円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,230円	970円	780円	750円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,470円	1,940円	1,560円	1,490円
	外径が2メートル以上のもの		4,930円	3,890円	3,110円	2,980円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの		占用面積1平方メートル1年	3,710円	2,290円	990円	830円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽等で地下に設けるもの			2,220円	1,370円	590円	500円
標識		1本1年	3,290円	2,590円	2,080円	1,990円
その他のもの		占用面積1平方メートル1日	36円	27円	21円	19円

別表第2の備考1中「、日割りをもつて」を「月割りをもつて計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として」に改め、後段を削り、同表の備考2を次のように改める。

2　面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又は面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算する。

別表第2の備考4を次のように改める。

4　第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

別表第2の備考に次のように加える。

5　第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

6　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電

線をいう。

7　特別高圧架空電線の占用面積は、同一の鉄塔に設置される特別高圧架空電線のうち最も外側に設置されるものから外側に水平距離３メートル以内の部分及びこれらの特別高圧架空電線の内側の部分（鉄塔に設置される特別高圧架空電線が１本の場合にあつては、当該特別高圧架空電線から水平距離３メートル以内の部分）から鉄塔の占用許可を受けている部分を除いた部分の面積をいう。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正を踏まえ、都市公園の占用許可による使用料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第110号議案

神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県道路占用料徴収条例（昭和28年神奈川県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「前条」を「前条第１項」に、「年ごとに年額で」を「年度ごとに占用料を」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

占用物件		占用料				
		単位	所在地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	第一種電柱	１本１年	2,300円	1,810円	1,450円	1,390円
	第二種電柱		3,540円	2,790円	2,230円	2,140円
	第三種電柱		4,770円	3,760円	3,010円	2,880円
	第一種電話柱		2,060円	1,620円	1,300円	1,240円
	第二種電話柱		3,290円	2,590円	2,080円	1,990円
	第三種電話柱		4,520円	3,560円	2,850円	2,730円
	支線柱及び支線	１本（条）１年	950円	740円	600円	570円
	その他の柱類	１本１年	210円	160円	130円	120円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートル１年	21円	16円	13円	12円
	地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	8円	7円
	路上に設ける変圧器	１個１年	2,010円	1,590円	1,270円	1,220円
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートル１年	1,230円	970円	780円	750円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個１年	4,110円	3,240円	2,590円	2,490円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,730円	1,360円	1,090円	1,040円
	広告塔	表示面積１平方メートル１年	7,410円	4,580円	1,980円	1,670円
	その他のもの	占用面積１平方メートル１年	4,110円	3,240円	2,590円	2,490円

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートル1年	86円	68円	54円	52円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			120円	97円	78円	75円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			180円	150円	120円	110円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			250円	190円	160円	150円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			370円	290円	230円	220円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			490円	390円	310円	300円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			860円	680円	540円	520円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,230円	970円	780円	750円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの			2,470円	1,940円	1,560円	1,490円
	外径が2メートル以上のもの			4,930円	3,890円	3,110円	2,980円
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年	4,110円	3,240円	2,590円	2,490円
法第32条第1項第4号に掲げる施設		歩廊		160円	150円	140円	140円
		その他のもの		330円	240円	140円	140円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		A×0.005			
		階数が2のもの		A×0.008			
		階数が3以上のもの		A×0.01			
	上空に設ける通路			3,710円	2,290円	990円	830円
	地下に設ける通路			2,220円	1,370円	590円	500円
	その他のもの			330円	240円	140円	140円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日	74円	46円	20円	17円
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月	740円	460円	200円	170円
	看板（アーチであるものを	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月	740円	460円	200円	170円

政令第７条第１号に掲げる物件	除く。）	その他のもの	表示面積１平方メートル１年	7,410円	4,580円	1,980円	1,670円
	標識		１本１年	3,290円	2,590円	2,080円	1,990円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本１日	74円	46円	20円	17円
		その他のもの	１本１月	740円	460円	200円	170円
	幕（政令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートル１日	74円	46円	20円	17円
		その他のもの	その面積１平方メートル１月	740円	460円	200円	170円
	アーチ	車道を横断するもの	１基１月	7,410円	4,580円	1,980円	1,670円
		その他のもの		3,710円	2,290円	990円	830円
政令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートル１年	4,110円	3,240円	2,590円	2,490円
政令第７条第３号に掲げる施設				A×0.034			
政令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートル１月	740円	460円	200円	170円
政令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				410円	320円	260円	250円
政令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１平方メートル１	A×0.013	A×0.015	A×0.017	A×0.019
	上空に設けるもの			A×0.024			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が１のもの		A×0.005			
		階数が２のもの		A×0.008			
		階数が３以上のもの		A×0.01			
	その他のもの			A×0.034			
政令第７条第９号に掲げる施設	建築物			A×0.013	A×0.015	A×0.017	A×0.019
	その他のもの			A×0.009	A×0.01	A×0.012	A×0.014

政令第７条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	年	A×0.024			
	その他のもの		A×0.009	A×0.01	A×0.012	A×0.014
政令第７条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A×0.013	A×0.015	A×0.017	A×0.019
	上空に設けるもの		A×0.024			
	その他のもの		A×0.034			
政令第７条第12号に掲げる器具			A×0.034			
政令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		A×0.013	A×0.015	A×0.017	A×0.019
	上空に設けるもの		A×0.024			
	その他のもの		A×0.034			

別表の備考２(1)中「平塚市、」を削り、同表の備考２(2)中「横須賀市」の次に「、平塚市」を加え、同表の備考８を次のように改める。

８　表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

附　則

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）の規定により道路の占用の許可（当該許可の期間がこの条例の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了するものに限り、引き続き２年以上にわたるものを除く。）を受けている者の当該許可の期間のうち、同日以後の期間に係る占用料については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

道路法施行令の一部改正により、国道の占用料の額等が見直されたことを踏まえ、県道の占用料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第111号議案

神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県流水占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第１流水の占用の項発電以外の原動力の用に供するものの項中「０.１立方メートル」を「0.01立方メートル」に、「4,880円」を「488円」に改め、同表流水の占用の項鉱工業その他の用に供するものの項中「494,970円」を「49,497円」に改め、同表の備考３中「０.１立方メートル若しくは１立方メートル」を「0.01立方メートル」に、「これらの水量若しくは」を「水量若しくは土石等の」に、「は、０.１立方メートル又は１立方メートルとして」を「を切り捨てて」に改める。

別表第２中備考以外の部分を次のように改める。

別表第２（第２条関係）

区分	土地占用料又は廃川敷地使用料				
	単位	所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占用面積１平方メートル１年	290円	230円	210円	210円
倉庫、物置、小屋、桟橋、橋りょうその他の工作物（ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。）		640円	500円	470円	460円
第一種電柱	１本１年	2,300円	1,810円	1,450円	1,390円
第二種電柱		3,540円	2,790円	2,230円	2,140円
第三種電柱		4,770円	3,760円	3,010円	2,880円
第一種電話柱		2,060円	1,620円	1,300円	1,240円
第二種電話柱		3,290円	2,590円	2,080円	1,990円
第三種電話柱		4,520円	3,560円	2,850円	2,730円
支線柱及び支線	１本（条）１年	950円	740円	600円	570円
鉄塔	占用面積１平方メートル１年	1,750円	1,360円	1,280円	1,240円
その他の柱類	１本１年	210円	160円	130円	120円
共架電線その他上空に設ける線類		21円	16円	13円	12円
地下に設ける電線その他の線類		12円	10円	8円	7円
外径が0.07メートル未満のもの		86円	68円	54円	52円

管類	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年	120円	97円	78円	75円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円	150円	120円	110円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	190円	160円	150円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370円	290円	230円	220円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490円	390円	310円	300円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860円	680円	540円	520円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,230円	970円	780円	750円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,470円	1,940円	1,560円	1,490円
	外径が2メートル以上のもの		4,930円	3,890円	3,110円	2,980円
柵類			840円	660円	620円	600円
看板		表示面積1平方メートル1年	7,410円	4,580円	1,980円	1,670円
運動場、競技場、遊園地その他これらに類する施設		占用面積1平方メートル1年	140円	110円	100円	100円
農耕地、牧草地等			13円	10円	9円	9円

別表第2の備考1⑴中「、平塚市」を削り、同表の備考1⑵中「横須賀市」の次に「、平塚市」を加え、同表の備考2中「第一種電柱とは、電柱」の次に「(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)」を加え、同表の備考3中「限る。以下」の次に「この号において」を加え、同表中備考8を備考9とし、備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、同表の備考5中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「は、1平方メートル又は1メートルとして」を「を切り捨てて」に改め、同表中備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

附　則

1　この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2　この条例の施行の際現に河川法（昭和39年法律第167号）第25条の規定による許可を受けている土石等の採取に係る土石等採取料については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正を踏まえ、土地の占用料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第112号議案

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表第１の７　専用利用料の表中「ただし」の次に「、⑴及び⑵の規定を適用する場合において」を加え、「である第一種電柱、第二種電柱、第三種電柱、第一種電話柱、第二種電話柱、第三種電話柱、支線柱、支線、その他の柱類、上空に設ける線類、地下に設ける線類、管類、柵類及び看板に係る専用利用料の額」を「にわたるときで、建物その他の施設の使用に伴うものでないとき」に改め、同表の⑴の表中備考以外の部分を次のように改める。

⑴　次の表の区分の欄に掲げる構築物を設置するための土地の専用利用

区分		専用利用料		
		単位	港湾名	
			湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港
第一種電柱		１本１年	2,300円	1,810円
第二種電柱			3,540円	2,790円
第三種電柱			4,770円	3,760円
第一種電話柱			2,060円	1,620円
第二種電話柱			3,290円	2,590円
第三種電話柱			4,520円	3,560円
支線柱及び支線		１本（条）１年	950円	740円
その他の柱類		１本１年	210円	160円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートル１年	200円	140円
地下に設ける電線その他の線類			100円	76円
管類	外径が0.07メートル未満のもの		86円	68円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円	97円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円	150円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	190円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370円	290円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490円	390円

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860円	680円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,230円	970円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,470円	1,940円
	外径が2メートル以上のもの		4,930円	3,890円
柵類			1,190円	860円
看板		表示面積1平方メートル1年	7,410円	4,580円

別表第1の7　専用利用料の表の⑴の表の備考1中「第一種電柱とは、電柱」の次に「(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)」を加え、同表の備考2中「限る。以下」の次に「この号において」を加え、同表の備考5を削り、同表の備考4中「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「は、1平方メートル又は1メートルとして」を「を切り捨てて」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

別表第1の7　専用利用料の表の⑴の表中備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

6　利用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算する。

別表第1の7　専用利用料の表の⑵の表中「利用料」を「専用利用料」に、「×専用利用の承認をした年数」を「$\times \frac{\text{専用利用の承認をした日数}}{365}$」に改め、同表中備考2及び備考3を削り、同表の備考4中「1平方メートル未満」を「0.01平方メートル未満」に、「は、1平方メートルとして」を「を切り捨てて」に改め、同表中備考4を備考2とし、備考5を備考3とし、別表第1の7　専用利用料の表中⑵の表を⑶の表とし、⑴の表の次に次の1表を加える。

⑵　⑴以外の土地の専用利用

港湾名	専用利用料
湘南港 葉山港 大磯港 真鶴港	専用利用の部分に係る土地の価額 $\times \frac{3}{100} \times \frac{\text{専用利用の承認をした日数}}{365}$

備考　1　土地の価額は、知事が別に定める額とする。

2　利用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区分		占用料等		
		単位	港湾名	
			湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの		占用面積１平方メートル１年	290円	230円
倉庫、物置、小屋、桟橋、橋りようその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）			640円	500円
第一種電柱		１本１年	2,300円	1,810円
第二種電柱			3,540円	2,790円
第三種電柱			4,770円	3,760円
第一種電話柱			2,060円	1,620円
第二種電話柱			3,290円	2,590円
第三種電話柱			4,520円	3,560円
支線柱及び支線		１本（条）１年	950円	740円
鉄塔		占用面積１平方メートル１年	1,750円	1,360円
その他の柱類		１本１年	210円	160円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートル１年	21円	16円
地下に設ける電線その他の線類			12円	10円
管類	外径が0.07メートル未満のもの		86円	68円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円	97円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円	150円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	190円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370円	290円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490円	390円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860円	680円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,230円	970円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,470円	1,940円
	外径が2メートル以上のもの		4,930円	3,890円

柵類		840円	660円
係船浮標、係船くい及び信号標	1基1年	820円	640円
看板	表示面積1平方メートル1年	7,410円	4,580円
海水浴施設、売店及びバンガロー	占用面積1平方メートル1月	290円	220円
土砂の採取	採取量1立方メートル	300円	

別表第2の備考2中「(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)」を削り、同表中備考8を備考9とし、備考5から備考7までを1ずつ繰り下げ、同表の備考4中「1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル」を「0.01平方メートル、0.01メートル若しくは0.01立方メートル」に、「は、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして」を「を切り捨てて」に改め、同表中備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

附　則

1　この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2　この条例の施行の際現に港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可を受けている土砂の採取に係る土砂採取料については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正等を踏まえ、港湾の施設の専用利用料等の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第113号議案

神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県海岸占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

区分		占用料等			
		単位	所在地		
			第一級地	第二級地	第三級地
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの		占用面積１平方メートル１年	290円	230円	210円
倉庫、物置、小屋、桟橋、橋りょうその他の施設又は工作物（次の各項に掲げるものを除く。）			640円	500円	470円
第一種電柱		１本１年	2,300円	1,810円	1,450円
第二種電柱			3,540円	2,790円	2,230円
第三種電柱			4,770円	3,760円	3,010円
第一種電話柱			2,060円	1,620円	1,300円
第二種電話柱			3,290円	2,590円	2,080円
第三種電話柱			4,520円	3,560円	2,850円
支線柱及び支線		１本（条）１年	950円	740円	600円
鉄塔		占用面積１平方メートル１年	1,750円	1,360円	1,280円
その他の柱類		１本１年	210円	160円	130円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートル１年	21円	16円	13円
地下に設ける電線その他の線類			12円	10円	8円
管類	外径が0.07メートル未満のもの		86円	68円	54円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円	97円	78円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円	150円	120円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	190円	160円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370円	290円	230円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490円	390円	310円

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860円	680円	540円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,230円	970円	780円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,470円	1,940円	1,560円
	外径が2メートル以上のもの		4,930円	3,890円	3,110円
柵類			840円	660円	620円
看板		表示面積1平方メートル1年	7,410円	4,580円	1,980円
海水浴施設、売店及びバンガロー		占用面積1平方メートル1月	290円	220円	210円
土石の採取	砂	採取量1立方メートル	260円		
	砂利（径が6センチメートル以下のものをいう。）		300円		
	栗石（径が6センチメートルを超え15センチメートル以下のものをいう。）		360円		
	玉石（径が15センチメートルを超え30センチメートル以下のものをいう。）		460円		
	転石（径が30センチメートルを超えるものをいう。）		530円		
	混合土石		300円		

別表の備考1⑴中「平塚市、」を削り、同表の備考1⑵中「横須賀市」の次に「、平塚市」を加え、同表の備考2中「第一種電柱とは、電柱」の次に「(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)」を加え、同表中備考9を備考10とし、備考6から備考8までを1ずつ繰り下げ、同表の備考5中「1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル」を「0.01平方メートル、0.01メートル若しくは0.01立方メートル」に、「は、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして」を「を切り捨てて」に改め、同表中備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4　共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

附　則

1　この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2　この条例の施行の際現に海岸法（昭和31年法律第101号）第8条第1項又は第37条の5の規定による許可を受けている土石の採取に係る土石採取料については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正等を踏まえ、海岸保全区域等の占用料の額を改定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第114号議案

港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（平成17年神奈川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１号を加える。

⑷　法第39条第１項の規定により知事が指定したクルーズ港区の区域内においては、別表第４に掲げるもの

別表第３の次に次の１表を加える。

別表第４（第３条関係）

1　法第２条第５項第２号から第10号の２まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物置場及び貯油施設を除く。）

2　旅客船又は港湾の旅客に関連する海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、観光事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所

3　港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための展示施設、会議場施設、研修施設その他の共同利用施設（１の項に掲げる施設を除く。）

4　港湾関係者のための休泊所、診療所その他知事が指定する福利厚生施設

5　管区海上保安本部、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所

6　港湾の旅客又は旅客に関連する事業者の利便に供する金融機関等及び保険業を行う者の店舗

7　港湾の旅客又は旅客に関連する事業者の利便に供するホテル、旅館、商店、飲食店（これらの構築物のうち風俗営業等を行うための構築物を除く。）その他知事が指定する便益施設

8　港湾の旅客又は旅客に関連する事業者の利便に供する給油施設

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨港地区内の分区にクルーズ港区を追加するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第115号議案

神奈川県立のふれあいの村条例の一部を改正する条例

神奈川県立のふれあいの村条例（平成２年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第２条中「はぐくむ」を「育む」に改め、同条の表神奈川県立三浦ふれあいの村の項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

区分		利用料金の上限額
宿泊を伴う利用	小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）及び中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	１人１泊につき 330円
	高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	同 650円
	その他の者（学齢に達しない者及び65歳以上の者を除く。以下同じ。）	同 1,080円
宿泊を伴わない利用	小学生及び中学生	１人１回につき 170円
	高校生	同 330円
	その他の者	同 540円

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

三浦ふれあいの村を廃止することに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第116号議案

神奈川県立図書館条例の一部を改正する条例

神奈川県立図書館条例（昭和33年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第１条の表神奈川県立川崎図書館の項中「川崎区富士見２丁目１番４号」を「高津区坂戸３丁目２番１号」に改める。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

川崎図書館の移転のため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

定県第117号議案

工事請負契約の締結について

動物保護センター新築工事（建築）請負契約を次により締結するものとする。

1　請負契約者名　　亀井・富士特定建設工事共同企業体
　　代表者　亀井工業株式会社
　　代表取締役　亀　井　信　幸

2　請負契約金額　　9億6,823万756円

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

動物保護センター新築工事（建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

定県第118号議案

工事請負契約の締結について

主要地方道横須賀三崎７号橋新設（上部工）工事請負契約を次により締結するものとする。

1　請負契約者名　　三井・北都特定建設工事共同企業体
　　代表者　三井造船鉄構エンジニアリング株式会社
　　代表取締役社長　松　田　　篤

2　請負契約金額　　６億7,241万1,132円

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

主要地方道横須賀三崎７号橋新設（上部工）工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第119号議案

工事請負契約の締結について

一般県道上粕屋厚木第二東海自動車道接続区間新設橋梁（上部工）工事（その２）請負契約を次により締結するものとする。

1　請負契約者名　　戸田・宇野特定建設工事共同企業体
　　代表者　戸田建設株式会社横浜支店
　　支店長　市　原　　卓

2　請負契約金額　　７億820万625円

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

一般県道上粕屋厚木第二東海自動車道接続区間新設橋梁（上部工）工事（その２）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第120号議案

工事請負契約の締結について

酒匂川流域下水道箱根小田原幹線２－２工区管渠築造工事請負契約を次により締結するものとする。

１　請負契約者名　　不動テトラ・東神興業・富士土建特定建設工事共同企業体
　　代表者　株式会社　不動テトラ横浜支店
　　支店長　佐　野　行　俊

２　請負契約金額　　14億8,046万8,525円

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

酒匂川流域下水道箱根小田原幹線２－２工区管渠築造工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第121号議案

工事請負契約の締結について

県営亀井野団地公営住宅新築工事（３期－建築）請負契約を次により締結するものとする。

1　請負契約者名　　渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体
　　代表者　株式会社　渡辺組
　　代表取締役　渡　邉　一　郎

2　請負契約金額　　９億9,067万4,798円

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

県営亀井野団地公営住宅新築工事（３期－建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第122号議案

工事請負契約の締結について

茅ケ崎警察署新築工事（建築）請負契約を次により締結するものとする。

1　請負契約者名　　匠・富士特定建設工事共同企業体
　　代表者　匠建設株式会社
　　代表取締役　佐　藤　豊　明

2　請負契約金額　　12億8,390万4,000円

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　　黒　　岩　　祐　　治

（提案理由）

茅ケ崎警察署新築工事（建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

定県第123号議案

工事請負契約の変更について

平成28年12月20日定県第132号をもって議決を経た厚木警察署新築工事（建築）請負契約を次のとおり変更するものとする。

1　請負契約者名　　匠・山王特定建設工事共同企業体
　　代表者　匠建設株式会社
　　代表取締役　佐　藤　豊　明

2　元請負契約金額　　16億6,752万円

3　変更請負契約金額　　16億8,985万4,400円

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地質不良による補助工法の追加施行等に伴い、厚木警察署新築工事（建築）請負契約を変更したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

定県第124号議案

指定管理者の指定の変更について

平成25年10月16日定県第101号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

1　施設の名称　　湘南港
2　変更前指定期間　　平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
3　変更後指定期間　　平成26年4月1日から平成34年3月31日まで

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

湘南港の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

定県第125号議案

指定管理者の指定の変更について

平成25年７月２日定県第67号をもって議決を経た指定管理者の指定を次のとおり変更するものとする。

1　施設の名称　　葉山港

2　変更前指定期間　　平成26年４月１日から平成31年３月31日まで

3　変更後指定期間　　平成26年４月１日から平成34年３月31日まで

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　　黒　岩　祐　治

（提案理由）

葉山港の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法第244条の２第６項の規定により提案するものであります。

定県第126号議案

当せん金付証票の発売について

平成30年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により全国自治宝くじ、関東・中部・東北自治宝くじ等を次のとおり発売するものとする。

発売総額270億円以内

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、平成30年度における宝くじの発売について議決を得たいので提案するものであります。

定県第127号議案

地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の変更について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款の一部を次のように変更する。

第５条中「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第55条に規定する一般地方独立行政法人」を「特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人」に改める。

第11条第１項中「４年」を「５年」に改め、「及び監事」を削り、「補欠の役員」の次に「(監事を除く。)」を加え、同条第２項を第３項とし、同項の前に次の１項を加える。

２　監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条第１号中「法」を「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。)」に改める。

第21条第１項中「第67条」を「第66条の２」に、同条第２項中「第67条」を「第66条の２」に改める。

附　則

この定款は、平成30年４月１日から施行する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款を変更したいので、地方独立行政法人法第８条第２項の規定により提案するものであります。

定県第128号議案

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標

前文

神奈川県立保健福祉大学（以下「大学」という。）は、保健、医療及び福祉人材を養成する拠点として、「保健・医療・福祉の連携と総合化」、「生涯にわたる継続教育の重視」及び「地域社会への貢献」の三つの基本理念のもとに、「ヒューマンサービス」というミッションを目指した教育、研究及び地域貢献に取り組み、学部、大学院及び実践教育センターの教育を通して、質の高い専門人材を輩出してきた。

一方で、急速に進む少子高齢化、グローバル化と情報化の進展、保健、医療及び福祉人材の不足など保健、医療及び福祉を取り巻く社会状況が大きく変化している中、大学には新たな知識や技術の発信源として、社会から期待が寄せられている。

そこで、神奈川県は、自主・自律的な大学運営のもと、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成し、その成果を社会に還元し、もって県民の健康と生活の向上に寄与することを目的に、平成30年４月に公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）を設置することとした。

この目的を達成するため、次のとおり中期目標を策定し、法人に対して指示するものである。

第１　中期目標の期間

平成30年４月１日から平成36年３月31日までの６年間とする。

第２　教育研究等の質の向上に関する目標

１　教育に関する目標

⑴　人材の育成

保健、医療及び福祉の各領域に関わる幅広い知識と専門的な技術に基づき、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材の育成、現任者への継続教育及び大学の知的資源の積極的開放を通して、県民と地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与する。

ア　学部教育

保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有する人材を育成する。

イ　大学院教育

㈠　保健福祉学研究科

【博士前期課程】

保健、医療及び福祉に関わる広い理解を持ってそれぞれの分野と連携・協力を目指すことのできる高度専門職業人を育成する。

【博士後期課程】

専攻分野について自立して研究活動を行い、保健福祉学の理論的基盤を探求し、かつ高度な専門的知識を有する研究者、教育者を育成する。

(ｲ) ヘルスイノベーション研究科（平成31年度開設予定）

保健、医療及び福祉に関わる広い知識を持ち、技術や社会システムの革新（イノベーション）を起こすことにより、ヘルスケア・ニューフロンティア構想の推進を担う高度な専門人材を育成する。

ウ　実践教育センター

保健、医療及び福祉の分野に従事する者の継続教育並びに同分野に関する研究を実施し、時代の要請に応じたキャリア支援を行う。

(2) 教育内容等

ア　教育内容及び方法

保健、医療及び福祉分野に係る社会からの要請、学生からの要望、学術の発展動向などに的確に対応するため、教育内容の継続的な改善を図る。

また、学生が授業内容を深く理解し、知識や技術を確実に習得できるよう、効果的な授業形態を設定するとともに、教育方法の継続的な工夫に努める。

イ　成績評価等

講義や演習などの到達目標を明示し、客観的かつ明確な成績評価基準による厳正な評価を実施する。

また、卒業認定及び修了認定は、学位授与方針等に従った基準により適切に認定する。

(3) 教育の実施体制の整備

ア　教員の配置

大学における質の高い教育を実施するため、適切な教員の配置を行うとともに優れた教員の確保に努める。

イ　教育環境の整備

学生の学習意欲や教育効果を高めるため、大学の施設や教育備品等の計画的な整備と適切な維持管理により、教育環境の向上を図る。

ウ　教員の教育能力の向上

より質の高い教育を提供することを目的に、ファカルティ・ディベロップメント（教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組）活動を充実させる。

(4) 学生の受入れ

入学者受入方針や大学が求める学生像や教育理念、教育目標等に沿った適切な入学者選抜及び選考を実施する。

また、社会ニーズの変化や時代の要請を的確にとらえ、適宜、入学者受入れのあり方を検討する。

2　学生への支援に関する目標

(1) 学生生活に係る支援

学生が充実した大学生活を送ることができるよう、学習支援や健康及び生活に関する支援を行うなど、学生への支援体制を整備し、充実させる。

(2) キャリア支援

高い就職率及び国家試験の合格率を維持するため、進路情報の提供や研修等を行い、学生への充実した支援体制を整備する。

また、大学における県内の保健、医療及び福祉に係る就職者を確保するための取組を実施する。

3　研究に関する目標

⑴　研究水準及び研究の成果等

県民の健康と生活の向上や地域社会の活性化のため、保健、医療及び福祉の分野において実践的な研究を行い、その成果を有効に活用する。

また、県と連携し、未病の改善による健康寿命の延伸等の研究に取り組み、県民の保健福祉の向上に寄与する。

⑵　研究の実施体制等の整備

保健、医療及び福祉の分野において質の高い研究を行うため、研究活動を推進する体制を整備するとともに、研究活動の適正な評価を行い、その評価結果を活用することで研究の質の向上に努める。

4　社会貢献に関する目標

⑴　地域貢献

急速な少子高齢社会を迎えているなか、大学が有する人的資源及び教育研究成果を活用して、地域包括ケアシステムの構築など地域が抱える課題に対する支援や、地域との連携及び協働を推進する。

また、県が設置する大学として、県に対しその知見や成果を提供するとともに、地域における「知の拠点」として保健、医療及び福祉の向上及び地域の活性化に取り組む。

⑵　産学官の連携

大学の持つ保健、医療及び福祉に係る特性を活かし、企業や行政機関等との研究協力を推進し、地域経済の活性化及び産業の発展に寄与する。

⑶　国際協働

国内における保健、医療及び福祉に係る教育研究の活性化と国際社会において活躍できる人材を育成するため、海外の教育研究機関と連携し、多様な教育研究活動を推進する。

第3　業務運営の改善及び効率化に関する目標

1　運営体制の改善に関する目標

理事長を中心とした組織体制のもと、教育研究の特性に配慮しつつ、法人の機動的かつ効率的な運営体制を構築する。

また、法人の意思決定や執行に至る過程について透明性を確保する。

2　人事の適正化に関する目標

⑴　柔軟な人事制度の構築

法人組織の活性化を図るため、柔軟な人事制度を構築し、服務・勤務条件等を弾力的に運用する。

⑵　人材の確保と活用

業務の質の向上を図るため、職員の採用基準や評価基準等を明確に定め適切に運用するとともに、優れた人材を確保する。

3　事務等の効率化・合理化に関する目標

教育研究に対するサポート機能の向上と法人・大学運営の効率化を図るため、事務組織の見直

しなど、効果的な事務運営に努める。

第4　財務内容の改善に関する目標

1　自己収入の増加に関する目標

法人経営の安定化を図るため、科学研究費補助金など外部研究資金の獲得やその他の自己収入の確保に努める。

2　経費の抑制に関する目標

大学における教育研究に配慮しつつ、組織運営の効率化等を図るため、法人業務全般について見直しを行い、経費の節減に努める。

3　資産の運用管理の改善に関する目標

大学の健全な運営を確保するため、資産の安全かつ確実な運用と適切な管理を行う。

第5　その他業務運営に関する重要な目標

1　施設設備の整備、活用等に関する目標

教育研究活動を円滑に実施するため、施設設備を適切に維持管理するとともに、地域開放など有効活用を図る。

2　安全管理に関する目標

学生や職員が安全かつ安心できる学習環境や職場環境を確保するため、防災等に係る危機管理体制を確立する。

また、情報セキュリティ対策の充実、個人情報の保護を徹底する。

3　情報公開等の推進に関する目標

法人の運営状況の透明性と説明責任を果たすため、教育研究及び組織運営の状況に関わる情報を積極的に公開する。

4　社会的責任に関する目標

法人としての社会的責任を果たすため、法令遵守の徹底、人権啓発の推進、環境への配慮などに努める。

第6　自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標

1　自己点検及び評価の充実に関する目標

教育水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、外部からの点検及び評価を受ける。

2　自己点検及び評価の状況に係る情報の提供に関する目標

教育研究、業務運営、財務など法人運営全般にわたって透明性を確保するため、自己点検及び評価並びに第三者評価の実施結果を積極的に公表する。

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標について、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により提案するものであります。

定県第129号議案

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に承継させる権利を定めることについて

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に承継させる権利を下記のとおり定めることについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項及び地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第15条の規定により、議会の議決を求める。

記

資産の種別	名称	所在地	延べ床面積（平方メートル）	評価額（円）	権利の種類
建物	校舎(1)	横須賀市平成町一丁目10番地1、10番地19	27,882.68	2,765,800,000	所有権
	校舎(2)	同	8,183.86	846,300,000	
	体育館	同	3,270.16	368,700,000	
	機械室・駐輪場	同	1,438.86	135,200,000	
	守衛所	同	34.34	2,800,000	

平成29年11月29日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方独立行政法人法第66条第1項の規定に基づき、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に承継させる権利について、所要の定めをしたいので提案するものであります。